

2025年度 ACY アーティスト・フェローシップ助成 募集要項

アーツコミッション・ヨコハマ（略称：ACY、運営：公益財団法人横浜市芸術文化振興財団）では、2025年度 ACY アーティスト・フェローシップ助成の募集を実施します。

趣旨

本プログラムでは、アーティストの創作や発表を通じたキャリア形成を支援することを目的としています。資金使途は活動内容に応じて柔軟に提案いただけますが、活動の一環として横浜各地での短期滞在と地域住民と交流する活動が必要となります。

ACYは、アーティストにとって、横浜の風土、歴史、文化を調べることや、滞在を通じて人々と会話を交わし、交流することが、作品の成熟や創作アイデアの発見などにおいて良い影響をもたらすと考えています。また、そのアーティストの活動が、地域住民にとってアートに触れるきっかけとなり、日常に新たな価値や視点をもたらすことを期待しています。

本プログラムにおいて、ACYはアーティストの活動を支えるため、横浜の文化資源や人的ネットワークを活用した多角的なサポートを提供します。

日々新しい表現を追求し、構想を磨き、創作活動に取り組むアーティストを対象とします。都市・横浜の環境を応用しながら、多様な人々と交流し、予測不能な化学反応を生む創造的な活動に挑むアーティストを募集します。

1. 概要

対象となる方

趣旨にある活動を行い、かつ、以下の条件をすべて満たすアーティスト個人

- ・ 美術、舞台芸術の分野において活動するアーティスト
- ・ 過去のACYによる助成プログラムにおいて、申請者として採択されたことがないこと

ご提案いただく内容

下記すべてを含むキャリアアップにつながるリサーチや滞在制作、作品発表など、対象期間における創作活動。申請書（様式1）にてご提案ください。

- ① 対象となる期間を通じた創作活動
 - ・ キャリアや作品の中・長期的なビジョンの構築につながるもの。
 - ・ 地域住民や滞在拠点とのネットワーク形成や協働を目指すもの。
 - ・ 横浜の特性を活用した創作を含むもの。
- ② ACYが指定する横浜市内の拠点での滞在（最短6泊7日）
※滞在拠点は、申請内容に応じて、ACYがマッチングを行います。
- ③ 地域住民と交流する活動（公演、展覧会、試演会、ワークショップなど）
 - ・ 地域住民がアートに触れるきっかけとなり、新たな価値や視点を生むもの。
 - ※滞在拠点もしくはその近隣にて実施してください。必要な場合はACYが運営をサポートします。

対象となる活動期間

採択決定後から 2026 年 1 月末日まで

採択人数

4 名

助成額

1,000,000 円（定額）

- ・助成金支出計画書にて、使用用途を明記してください。
- ・助成額には地域住民と交流する活動の費用を含みます。
- ・滞在拠点の施設利用料、レジデンス料は ACY が負担します。
※上限あり。予算額を上回る場合は ACY と滞在拠点、三者で調整します。
- ・助成期間終了後に請求根拠書類（領収書や請求書等）を提出していただきます。
- ・助成金の支払いは原則として助成報告書の提出後となります。ただし、前払金申請書および請求書を提出することで、助成額の最大 80% を前払いすることが可能です。
- ・対象経費のうち、交通費は助成額の 30% を上限とします。

（対象経費：例） 出演料、企画料、調査研究費（宿泊費・交通費含む）、作品制作にかかる資材費・機材費、会場使用費、印刷費、郵送費、保険料など事務費、著作権料、発表等の当日運営費、その他制作活動にあたって必要な経費として認められるもの

（助成対象外経費） 交際費、接待費、飲食費、諸給与、事務所維持費、生活費

サポート内容

採択者へは、ACY が下記のサポートを行います。

- ① 相談、情報提供
 - ・活動に関する疑問や計画について、アドバイスします。
 - ・地域の特性や横浜の文化資源など、必要な情報を提供します。
- ② ACY の持つ人的ネットワークを活用し、活動の発展に必要な人や団体を紹介します。
- ③ 滞在拠点における活動の支援
 - ・滞在先のマッチングおよび調整を行い、目的に適した拠点での活動を支援します。
 - ・滞在中に拠点スタッフとの対話や交流が円滑に進むようコーディネートします。
 - ・必要に応じて「地域住民と交流する活動」の運営や広報を支援します。
- ④ 広報ツールの活用によるプロモーション支援
 - ・ACY HP や SNS 等で、活動内容を発信します。
- ⑤ 記録とアーカイブの作成
 - ・滞在の様子、展示・公演風景、レビュー、アーティストや関係者のインタビューなどを掲載した記録冊子を作成し、提供します。

助成対象活動における条件

- ① 採択決定後、一週間以内に年間活動計画書および助成金支出計画書を策定し提出すること。提出後に活動内容に変更が生じた場合は、変更後の内容で再度提出すること。
- ② 2025年9月末日までに、ACYに対し、活動の中間報告を行うこと。
- ③ ACYが指定する横浜市内の拠点で滞在すること、また地域住民と交流する活動を行うこと。
- ④ 地域住民と交流する活動を行う際、ACYの指定する広報物を配布すること。
- ⑤ 有料の展覧会や公演等を実施する場合、無償視察枠として最大10名分提供すること。ただし、定員が極少数の取り組みの場合は、別途視察会等で対応することができる。
- ⑥ 2026年2月中旬に開催する報告会において、現地にて参加し、活動報告を実施すること。
- ⑦ 助成対象活動で発行する印刷物およびWEB媒体に「助成 アーツコミッション・ヨコハマ」と記載し、ACYロゴマークを掲出すること。
- ⑧ プロフィールおよびポートフォリオに「2025年度 ACY アーティスト・フェロー」と記載すること。
※ただし、字数制限などによって難しい場合はご相談ください。
- ⑨ ACYが実施する調査および情報発信等へ協力すること。
- ⑩ 活動における記録写真を撮影すること。
- ⑪ 記録冊子作成のためのインタビューに協力し、記録写真を提供すること。

2. 申請について

申請締切

2025年3月18日（火）23時59分必着

申請方法

以下の提出書類を、電子メールにて、申請アドレス (acy_grants@yaf.or.jp) までお送りください。申請書（様式1）はウェブサイト (<https://acy.yafjp.org/grants/2025/128230/>) からダウンロードいただけます。

※メールの件名を「ACY アーティスト・フェローシップ助成 申請」としてください。

※メール本文に①申請者名 ②電話番号を明記してください。

※メール送信後、一週間以内に事務局から返信がない場合は、必ずご連絡ください。事務局からの返信メールがない申請は、審査いたしません。

※データサイズが大きい場合（目安として5MB以上）は、ファイル添付でなく、安全性が確保できるオンラインストレージ等をご活用ください。

提出書類

- ① 申請書（様式1）
※エクセル形式でご提出ください。（ロック等かけないでください）
※「助成報告書」以外のシートをすべてご記入ください。

※舞台芸術分野で応募する場合、最近の主要な作品の映像資料を必ず提出してください。映像資料は動画共有サイト(youtube、vimeo等)にアップロードし、そのURLを申請書内に記載してください。

- ② ポートフォリオ（活動内容がわかる画像を含む）
※15P以内、20MB以内に収めること。
- ③ 申請者の顔写真1点
※採択後、広報資料として使用します。クレジットがある場合はお知らせください。
- ④ 自作について新聞、雑誌、ウェブサイトなどで第三者から批評されたもの（任意提出）
※15P以内、20MB以内に収めること。

説明会

本プログラムについての説明会を下記日程にて開催します。募集要項の説明や、特徴・仕組み、滞在拠点についてお話しします。なお、第1回、第2回ともに同じ内容をお話しします。

・開催日時

第1回：2025年3月5日（水）18時30分～19時30分

第2回：2025年3月12日（水）13時00分～14時00分

・開催方法

Zoomミーティングによるオンライン開催を予定しています。

・申込方法

申込フォーム（<https://forms.gle/AjCQ3G4siSfzpoes6>）よりお申込みください。

※各回とも、開催の1時間前までにお申し込みください。

3. 選考について

選考方法

専門家による助成審査会を設置し、書類および面談選考を行います。

一次選考通過者のみ、二次選考を実施します。二次選考の詳細は一次選考通過者にのみ、2025年4月16日までに、電子メールにて連絡します。

一次選考：書類選考

二次選考：面談選考（開催日：2025年4月26日 午後）※オンライン会議システムでの実施

選考結果は、結果を問わず、2025年5月初旬に、全ての申請者に電子メールにてご連絡します。

審査員（五十音順）

天野 太郎（東京オペラシティアートギャラリー チーフ・キュレーター）

野上 絹代（振付家・演出家、多摩美術大学美術学部演劇舞踊デザイン学科専任講師）

帆足 亜紀（横浜美術館 国際グループ 兼 学芸グループ グループ長、横浜トリエンナーレ組織委員会事務局 総合ディレクター補佐）

藤原 徹平（フジワラテッペイアーキテクツラボ代表、横浜国立大学大学院 Y-GSA 准教授）

選考のポイント

- ① 独自性：芸術としての手法や形態、また思想や題材等、優れた発想や独自性を有しているか。
- ② 地域性：横浜で滞在をしながら創作または発表することの意義を有しているか。
- ③ 実現性：活動計画と資金使途が明確かつ現実的であり、規模やスケジュールが適切か。

4. 滞在について

滞在日程

- ・ 2025年6月上旬～2026年1月下旬の期間内でACYが指定する拠点に、連続する6泊7日以上滞在してください。
- ・ 6泊7日を超えての滞在を希望する場合は、連続した期間でなく、分割しての滞在も可能です。ただし、分割する場合でも、一度は連続する6泊7日以上を満たす必要があります。
- ・ 通える範囲にお住まいでも、上記の条件は変わりません。
- ・ 申請書（様式1）「3-1 対象期間中の活動計画」に滞在希望日程を記載してください。
- ・ 実際の滞在日程は採択決定後、ACY・滞在拠点と調整のうえ決定いたします。申請時のご希望に添えない可能性もあります。

滞在生活中

- ・ ACYスタッフおよび滞在拠点スタッフが滞在をサポートします。
- ・ 原則、滞在拠点もしくは付近の施設にてレジデンスしていただきます。
- ・ 滞在期間中の保険は採択者の責任において負担・加入していただきます。

滞在拠点



撮影：渡辺篤

アートスタジオ アイムヒア

（横浜市南区弘明寺町 259 GM2 ビル 2 階）

<https://www.iamhere-project.org/artstudio/>

アイムヒア プロジェクトと株式会社泰有社の共同運営によるオルタナティブスペース。さまざまな展覧会／イベント／レジデンスプログラム等を実施している。



撮影：大野隆介

ARUNO -Yokohama Shinohara-

（横浜市港北区篠原町 1410）

<https://u-aruno.com/>

新横浜駅近くの旧横浜篠原郵便局を活用した文化複合拠点。「未知への窓口」をコンセプトにしたシェアスペースやカフェ、ポップアップテナント等からなる施設。



Co-coya

(横浜市緑区中山 5-9-1)

https://linktr.ee/cocoya_nakayama

空き家をリノベーションした職住一体型の地域ステーション。土壁や漆喰、草屋根など自然を感じさせる改装手法が活かされ、多種多様な活動が繰り広げられている。

撮影：大野隆介



左近山アトリエ 131110

(横浜市旭区左近山 16-1 左近山団地 1-31-110)

<https://131110.art/>

大規模団地、左近山団地内ショッピングセンターの店舗を活用したアート拠点。ギャラリー・ワークショップ・カフェなど、屋外の広場とも連携し様々な活動を展開している。

撮影：菅原康太



Murasaki Penguin Project Totsuka

(横浜市戸塚区戸塚町 4247-21 地下 1 階)

<https://www.mpptotsuka.com/>

2022年9月にオープンしたパフォーマンスアートとマルチメディアアートの新しい拠点。ダンスや演劇、音楽、映画など、さまざまな形態の作品発表が可能。

撮影：堀越圭晋 (エスエス)

5. 報告書の提出について

採択者は、2026年2月10日までに、報告書（様式1）及び助成対象経費に関わる領収書等を添付した収支決算書を提出いただきます。

6. 留意事項

申請にあたっては、ACY アーティスト・フェローシップ助成 交付要綱を必ずご一読ください。本助成では、助成対象期間中はアーティスト活動に専念することを前提としています。助成対象期間中にアーティスト活動を休止または停止したり、採択決定後の条件を遂行できなくなった場合は直ちに報告してください。助成金の一部または全額を不交付もしくは返還していただく場合があります。

- (1) 助成金は、交際費、接待費、飲食費、諸給与・事務所維持費、生活費への使用はできません。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事情によって、予定された申請活動が遂行できなくなった場合は、採択決定における内容および条件を変更する場合があります。
- (3) 次のいずれかに該当する経費は交付対象外となります。
 - ① 本助成要綱による助成金のほかに横浜市から補助金又は助成金の交付を受けるもの
 - ② 採択者以外の団体・個人が主催する事業のために制作・発表する作品に関するもの
 - ③ 政治的又は宗教的普及宣伝と認められる活動をするもの
 - ④ 支出以上の収入が見込める活動をするもの
 - ⑤ 公序良俗に反する恐れがある活動をするもの

(4) 次に該当する人の申請書は受理しません。

- ① 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ② 市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がある方
- ③ 提出書類に不備がある方